

令和5年 業種別労働災害発生状況 (確定)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和5年			令和4年同期			対前年		業種割合	令和4年確定値		
	死亡 〔 〕内は 転倒災害	休業 〔 〕内は 転倒災害	合計 〔 〕内は 転倒災害	死亡 〔 〕内は 転倒災害	休業 〔 〕内は 転倒災害	合計 〔 〕内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	3	290 [93]	293 [93]	3	644 [81]	647 [81]	-354	-54.7	100.0	3	644	647
製造業		42 [16]	42 [16]		85 [9]	85 [9]	-43	-50.6	14.3		85	85
食料品		15 [6]	15 [6]		63 [4]	63 [4]	-48	-76.2	5.1		63	63
木材木製品								-				
窯業・土石		4	4		2 [1]	2 [1]	2	100.0	1.4		2	2
鉄鋼業		7 [4]	7 [4]		9 [1]	9 [1]	-2	-22.2	2.4		9	9
金属・機械		4	4		7 [1]	7 [1]	-3	-42.9	1.4		7	7
輸送用機械		3 [1]	3 [1]				3	-	1.0			
その他の製造業		9 [5]	9 [5]		4 [2]	4 [2]	5	125.0	3.1		4	4
鉱業・土石採取業								-				
建設業		33 [8]	33 [8]	2	31 [2]	33 [2]			11.3	2	31	33
土木事業		5 [1]	5 [1]		6 [1]	6 [1]	-1	-16.7	1.7		6	6
建築工事業		15 [4]	15 [4]		18	18	-3	-16.7	5.1		18	18
木造建築業		9 [1]	9 [1]		5	5	4	80.0	3.1		5	5
その他の建設業		4 [2]	4 [2]	2	2 [1]	4 [1]			1.4	2	2	4
道路貨物運送業		16 [4]	16 [4]	1	15 [1]	16 [1]			5.5	1	15	16
その他の運輸業		6 [3]	6 [3]		5 [4]	5 [4]	1	20.0	2.0		5	5
陸上貨物取扱業					1	1	-1	-100.0			1	1
港湾運送業		1 [1]	1 [1]		2	2	-1	-50.0	0.3		2	2
林業		2 [1]	2 [1]				2	-	0.7			
漁業					1	1	-1	-100.0			1	1
卸売・小売業		42 [19]	42 [19]		44 [21]	44 [21]	-2	-4.5	14.3		44	44
社会福祉施設		41 [13]	41 [13]		181 [11]	181 [11]	-140	-77.3	14.0		181	181
旅館業		7 [5]	7 [5]		11 [4]	11 [4]	-4	-36.4	2.4		11	11
清掃業	2	16 [6]	18 [6]		23 [11]	23 [11]	-5	-21.7	6.1		23	23
上記以外の事業	1	84 [17]	85 [17]		245 [18]	245 [18]	-160	-65.3	29.0		245	245

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、〔 〕内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

- 建設工事着工期労働災害防止運動(令和6年4月1日から令和6年6月30日まで)を実施しています。
安全衛生管理の徹底等、重点的に取り組んでください。
建設安全週間: 5月25日から5月31日まで

令和6年4月から、幅が1メートル以上の箇所、原則として本足場を使用することが義務付けられました。
また、令和5年10月から足場の点検者の指名と点検記録への記名が義務となりました。

- 令和5年10月から最大積載荷重が2トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられました。また、令和6年2月からテールゲートリフターによる荷役作業について、特別教育の実施が義務となりました。

北海道最低賃金は、令和5年10月1日から時間額960円に改訂されました。
なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
室蘭労働基準監督署
からのお知らせ



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
石綿総合情報
ポータルサイト